

# 山梨県公報

号外第二十号

平成二十一年

三月三十一日

火 曜 日

## 目 次

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………五

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………一四

## 規 則

### 山梨県規則第十七号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明  
山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第三項の表中「環境整備課 農政総務課」を「環境整備課 農政総務課」に改める。

政総務課 指導検査室 農政総務課 指導検査室  
農政総務課 指導検査室 農政総務課 指導検査室

農政総務課 指導検査室 農政総務課 指導検査室  
農政総務課 指導検査室 農政総務課 指導検査室

第七條の二第二項を削り、同条第三項中「第一項の課及び前項の食の安全・食育推進室」を「前項の課」に改め、同項を同条第二項とする。

第九條中「商工総務課、観光企画課」を「商工企画課、観光企画・ブランド推進課」に改める。

第十三條の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とする。

「山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例（昭和五十五年山梨県条例第十八号）」  
「山梨県立男女共同参画推進センター設置  
山梨県立農業大学の設置及び管理に關

第十六條第三項中「局」を「局、室」に、  
条例（昭和五十五年山梨県条例第十八号）  
及び管理条例（昭和五十八年山梨県条例第十一号）を「山梨県立宝石美術専門学校設  
する条例（昭和五十九年山梨県条例第十号）」に改める。

置及び管理条例（昭和五十五年山梨県条例第十八号）」に改める。

第十七條第一項中「館長」を「総長」に、「総長又は」を「又は」に改める。

第十八條第一項中「農業大学校」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項と  
し、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 宝石美術専門学校に事務局長を置く。  
第十八條第十七項中「農業大学校及び」を削り、同条第十八項中「副館長」を削る。

第十九條第一項中「管理局長」の下に「医療安全管理室長」を加え、「宝石美術  
専門学校に事務局長を」を削り、同条第二項中「管理局長」の下に「医療安全管理室  
長」を加える。

別表第一の一の表企画部の部統計調査課の項第一号中「指定統計等統計調査」を「基  
幹統計等統計調査」に改め、同部リニア交通課の項第三号中「リニア中央エクスプレス」  
を「リニア中央新幹線」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号か  
ら第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十 リニア見学センターに関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部障害福祉課の項第十一号中「及び聴覚障害者情報セ  
ンター」を「聴覚障害者情報センター、あけぼの医療福祉センター成人寮及びあゆみ  
の家」に改め、同表森林環境部の部環境整備課の項中第八号を第九号とし、第七号を第  
八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 廃棄物の不適正処理対策に関すること。

別表第一の一の表商工労働部の部商工総務課の項中「商工企画課」を「商工企画課」  
に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ  
繰り上げ、同項第八号中「計量検定所」の下に「及び工業技術センター」を加え、同項  
中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同部商業振興金融  
課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同  
項第十号中「並びに小規模企業者等設備導入資金及び県単独中小企業設備貸与資金」を  
削り、同号を同項第七号とし、同項中第十一号を第八号とし、第十二号から第十四号ま  
でを一号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、同部工業振興課の  
項中「工業振興課」を「産業支援課」に改め、同項第九号を同項第十三号とし、同項第

八号中「及び工業技術センター」を削り、同号を同項第十二号とし、同項中第七号を第十一号とし、第四号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の四号を加える。

- 四 中小企業の情報化に関すること。
- 五 中小企業の設備導入に関すること。
- 六 卸売業及びサービス業の振興に関すること。
- 七 貿易の振興及び物流対策に関すること。
- 別表第一の一の表商工労働部の部産業支援課の項に次の一号を加える。
- 十四 産業展示交流館に関すること。

別表第一の一の表商工労働部の部職業能力開発課の項中「職業能力開発課」を「産業人材課」に改め、同項中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 産業人材の確保・育成対策の推進に関すること。
- 別表第一の一の表観光部の部観光企画課の項中「観光企画課」を「観光企画・ブランド推進課」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 やまなしブランド戦略の推進に関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第七号中「富士の国やまなし館」の下に「及び郡内地域産業振興センター」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第三号から第六号までを削り、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

- 二 観光地づくりに関すること。
- 三 広域観光の振興に関すること。
- 四 二地域居住の推進に関すること。
- 五 都市農村交流の推進に関すること。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項第六号の次に次の一号を加える。  
七 やまなし観光推進機構及び地域地場産業振興センターに関すること。

別表第一の一の表農政部の部花き農水産課の項に次の一号を加える。  
十八 富士湧水の里水族館に関すること。  
別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「農業大学校」を削り、同項中第十四号を第十五号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 企業の農業への参入に関すること。
- 別表第一の一の表県土整備部の部用地課の項の次に次のように加える。

技術管理課

- 一 建設工事の指導及び技術管理に関すること。
- 二 設計積算基準に関すること。
- 三 設計積算の労務、資材単価調査及び調整に関すること。
- 四 建設工事材料の試験及び品質管理に関すること。
- 五 建設工事に係る電算化の計画及び実施に関すること。
- 六 土木技術の向上及び研修に関すること。
- 七 建設副産物対策に関すること。
- 八 公共工事コスト縮減対策に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部道路整備課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「(特殊改良二種及び三種事業を除く)」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 道路に関する企画、調査、計画及び事業調整に関すること。
- 別表第一の一の表県土整備部の部道路整備課の項に次の一号を加える。
- 五 道路公社に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部道路管理課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同部都市計画課の項第八号を削り、同項第七号中「都市計画審議会」の下に「及び開発審査会」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第六号の次に次の四号を加える。

- 七 開発行為等の制限に関すること。
- 八 宅地開発事業に関すること。
- 九 風致地区内における建築等の規制に関すること。
- 十 優良宅地に関すること。

別表第一の一の表県土整備部の部都市計画課の項に次の一号を加える。  
十二 小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、御勅使南公園、富士川クラフトパーク、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園及び桂川ウエルネスパークに関すること。  
別表第一の一の表県土整備部の部住宅課の項中「住宅課」を「建築住宅課」に改め、同項中第八号を第十八号とし、第七号の次に次の十号を加える。

- 八 建築物等の指導及び許可等に関すること。
- 九 建築資材の分別解体等の指導等に関すること。
- 十 建築統計に関すること。
- 十一 独立行政法人住宅金融支援機構の委託事務に関すること。
- 十二 住宅資金に関すること。
- 十三 建築相談に関すること。

- 十四 建築物等の地震防災等に関すること。
- 十五 建築士及び建築士事務所に関すること。
- 十六 優良住宅に関すること。
- 十七 建築審査会及び建築士審査会に関すること。
- 別表第一の一の表県土整備部の部建築住宅課の項に次の一号を加える。
- 十九 特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に関すること。
- 別表第一の一の表県土整備部の部建築指導課の項を削る。
- 別表第一の二の表県民生活課の項中「県民生活・男女参画課」に改め、同項中第五号から第十四号までを削り、第十五号を第五号とし、第十六号から第二十八号までを十号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第十九号とし、同号の次に次の六号を加える。

- 二十 県の男女共同参画計画に関すること。
- 二十一 男女共同参画の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- 二十二 男女共同参画の啓発及び普及に関すること。
- 二十三 男女共同参画についての調査研究に関すること。
- 二十四 男女共同参画についての年次報告の公表に関すること。
- 二十五 男女共同参画推進本部に関すること。

別表第一の二の表県民生活・男女参画課の項第三十一号中「こと」の下に「(消費生活に関するものを除く。)」を加え、同号を同項第二十六号とし、同項第三十一号を削り、同項第三十三号中「土地利用審査会」の下に「男女共同参画審議会及び交通安全対策会議」を加え、同号を同項第二十七号とし、同項第三十四号を同項第二十八号とし、同項に次の一号を加える。

二十九 男女共同参画推進センターに関すること。

消費者安全  
・食育推進  
課

- 一 消費者行政に関すること。
- 二 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。
- 三 家庭用品品質表示に関すること。
- 四 消費生活用製品の安全に関すること。
- 五 消費生活協同組合に関すること。
- 六 割賦販売に関すること。
- 七 特定商取引に関すること。
- 八 石油及び生活関連物資等の価格の安定、需給の調整等の緊急措置、価格の動向及び需給状況等の把握並びにあつせんに関すること。

- 九 物価行政の連絡及び調整に関すること。
- 十 生活関連行政の総合調整に関すること。
- 十一 食品安全行政の推進に関すること。
- 十二 飲食料品の品質表示の適正化に関すること。
- 十三 食育の推進に係る総合調整に関すること。
- 十四 食の安全・食育推進本部に関すること。
- 十五 県民生活センターに関すること(消費生活に関することに限る。)
- 十六 消費生活審議会及び消費生活紛争処理委員会に関すること。

別表第一の二の表青少年課の項及び男女共同参画課の項を削る。  
別表第一の四の表食の安全・食育推進室の項及び廃棄物不法投棄対策室の項を削り、同表指導検査室の項の次に次のように加える。

農産物販売  
戦略室

- 一 農畜産物の販売促進に関する企画及び調整に関すること。
- 二 農畜産物の販売促進対策に関すること。

別表第一の四の表美しい県土づくり推進室の項第二号中「(建築指導課の所掌に関するものを除く。)」を削り、同項第四号中「景観審議会」の下に「及び屋外広告物審議会」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 屋外広告物に関すること。

別表第一の四の表技術管理室の項を削り、同表道路企画室の項中「道路企画室」を「高速道路推進室」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「高速自動車道」を「高速自動車国道、地域高規格道路等」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「高速自動車道」を「高速自動車国道」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「高速自動車道」を「高速自動車国道」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

別表第三男女共同参画推進センターの項を削り、同表森林総合研究所の項中「森林環境研究部」を「森林研究部」に改め、同表宝石美術専門学校を削り、同表富士工業技術センターの項の次に次のように加える。

宝石美術専門学校	事務局 総務・教務課	甲府市
----------	---------------	-----

別表第三産業技術短期大学の項中「総務課 教務学生課」を「総務・民間研修課」に改め、民間研修課を「総務・民間研修課」に改め、同表農業大学の項を削り、同表峡東建設事務所の項、峡南建設事務所の項及び富士・東部建設事務所の項中「都市計画・建築指導課」を「都市計画・建築課」に改め、同表流域下水道事務所の項中「総務用地課」を「工務課」に改める。

別表第四中央病院の項中

管理局	総務課 医事課	を	管理局	医療安全
に、	救命救急センター	を	救命救急センター	

救急科

に改め、同表北病院の項中「精神科 神経科」を「精神科」に改める。

別表第六地域県民センターの項第二号中「建設事務所及びダム管理事務所」を「及び建設事務所」に改め、同項第三号中「衛生監視指導センター」を「大門・塩川ダム管理事務所」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 広瀬・琴川ダム管理事務所の庶務的事務に関する事（峡東地域県民センターに限る。）

別表第六地域県民センターの項に次の一号を加える。

十九 所管区域内の優先機関の工事検査に関する事。  
別表第六男女共同参画推進センターの項を削り、同表総合県税事務所の項に次の一号を加える。

十三 計量検定所及び流域下水道事務所の庶務的事務に関する事。  
別表第六保健福祉事務所の項に次の一号を加える。  
二十一 衛生監視指導センターの庶務的事務に関する事（中北保健福祉事務所に限る。）

別表第六宝石美術専門学校の項を削り、同表工業技術センターの項の次に次のように加える。

宝石美術専門学校	一 学校の運営に関する事。 二 学生の生活指導、職業指導及び就職のあつせんに関する事。 三 学生の表彰及び懲戒に関する事。 四 学生の保健衛生及び福祉厚生に関する事。 五 奨学事務に関する事。
----------	--

別表第六水産技術センターの項第四号を削り、同表農業大学の項を削り、同表専門学校農業大学の項に次の一号を加える。

七 旧農業大学の学習及び健康の状況を記録した書類の保存に関する事。

別表第六建設事務所の項に次の二号を加える。

三十六 荒川ダム管理事務所の庶務的事務に関する事（中北建設事務所に限る。）

三十七 深城ダム管理事務所の庶務的事務に関する事（富士・東部建設事務所に限る。）

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

県民生活課 男女共同参画課	県民生活・男女参画課
商工総務課	商工企画課
工業振興課	産業支援課
職業能力開発課	産業人材課
観光企画課	観光企画・ブランド推進課
住宅課	建築住宅課
建築指導課	

(山梨県建築基準法施行細則の一部改正)

4 山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第九条第一項中、「県土整備部建築指導課」を、「県土整備部建築住宅課」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

5 建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第四十四条第一項中、「県土整備部建築指導課内」を、「県土整備部建築住宅課内」に改める。

(山梨県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則及び山梨県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

6 次に掲げる規則の規定中、「県土整備部住宅課」を、「県土整備部建築住宅課」に改める。

一 山梨県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年山梨県規則第三十三号) 第二条

二 山梨県宅地建物取引業法施行細則(昭和五十六年山梨県規則第四十九号) 第六条(山梨県都市計画法施行細則の一部改正)

7 山梨県都市計画法施行細則(昭和四十六年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県土整備部建築指導課内」を、「県土整備部都市計画課内」に改める。  
(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部改正)

8 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

9 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第一号及び第二十四条第一号中、「県土整備部建築指導課」を、「県土整備部美しい県土づくり推進室」に改める。

(山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則及び山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部改正)

10 次に掲げる規則の規定中、「県土整備部住宅課内」を、「県土整備部建築住宅課内」に改める。

一 山梨県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則(平成七年山梨県規則第四十四号) 第二条

二 山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成十三年山梨県規則第八十五号) 第一条

### 山梨県規則第十八号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

第二条第六号中「男女共同参画推進センター」を、「総合理工学研究機構」に、「第十八条第三項」を、「第十八条第二項」に、「副館長」を、「事務局長」に改め、「宝石美術専門学校」を削り、「第十八条第十二項」を、「第十八条第十一項」に、「総合理工学研究機構」を、「宝石美術専門学校」に、「同条第二項」を、「同条第十三項」に改め、同条第七号中「同条第五項」を、「同条第四項」に、「同条第八項」を、「同条第七項」に、「同条第九項」を、「同条第八項」に、「同条第十一項」を、「同条第十項」に改め、同条第八号中「組織規則第十三条の二第二項に規定する県民室の次長(以下「県民室次長」とい

つ。)を削る。

第五条第四項中「係る部長」の下に「及び次長」を加え、「県民室長が、県民室の分掌に係る次長の共通専決事項であらかじめ部長の指定を受けたものについては県民室次長が、を」、「県民室長が」に改める。

第七条第六項中「県民室次長」を「主務課長」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とする。

第七条の二中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十条中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

別表第一の二の項1、三の項1、四の項1、五の項1及び八の項1中「、県民室次長」を削り、同表中二十八の項を二十九の項とし、二十の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十九の項1中「(2)に掲げるものを除く。」を削り、

を」に改め、同項2を削り、同項3中「4」を「3」に、

を」に改め、同項3を同項2とし、同項4中「水道管」の下に

「、自動販売機」を加え、同項4を同項3とし、同表中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次の一項を加える。

十六 基幹統計及び県基幹統計の実施に関すること。		
1	統計調査員の任免	
2	報告の徴収及び立入検査	
3	調査結果の公表	

別表第二の一の表中統計調査課の項を削り、リニア交通課の項の次に次のように加える。

県民生活	一 不動産の鑑定評	1 第二十二條第一項の規定による不動産鑑定業者の登録						
------	-----------	----------------------------	--	--	--	--	--	--

		・男 女 画課	
		価に関する法律昭和三十八年法律第百五十二号)の施行に関する事務	
二 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十	1 第十二条第一項の規定による規制区域の指定	2 第二十二條第三項の規定による不動産鑑定業者の更新登録	県民室長
	9 第四十六條の規定による不動産鑑定業者に関し必要な助言及び勧告	3 第二十六條第一項の規定による不動産鑑定業者の登録換えの登録	県民室長
	8 第四十五條第一項の規定による不動産鑑定業者に対する報告の徴収及び立入検査	4 第二十七條第一項の規定による不動産鑑定業者の変更の登録	県民室長
	7 第四十一條の規定による不動産鑑定業者に対する監督処分	5 第三十條の規定による不動産鑑定業者の登録の消除(同条第二号及び第六号に該当する場合に限る。)	県民室長
	6 第三十條の規定による不動産鑑定業者の登録の消除(同条第一号、第三号、第四号及び第五号に該当する場合に限る。)	2 第二十二條第三項の規定による不動産鑑定業者の更新登録	県民室長
	2 第十二条第三項(第二十七條の第三項から第五項まで及び第二十七		県民室長

二号)の  
施行に關  
する事務

条の六第三項から第五項までにおい  
て準用する場合を含む。)の規定に  
よる公告

3 第十二条第六項の規定による土地  
利用審査会への諮問

4 第十二条第八項の規定による公告

5 第十二条第十項(第二十七条の三  
第三項及び第二十七条の六第三項に  
おいて準用する場合を含む。)の規  
定による調査

6 第十二条第十一項(第二十七条の  
三第三項及び第二十七条の六第三項  
において準用する場合を含む。)の  
規定による区域指定の延長

7 第十二条第十二項(同条第十五項、  
第二十七条の三第三項、第四項及  
び第五項並びに第二十七条の六第三  
項、第四項及び第五項において準用  
する場合を含む。)の規定による公  
告及び区域指定の解除

8 第十二条第十三項(同条第十五項  
において準用する場合を含む。)の  
規定による土地利用審査会への諮問

9 第十四条第一項の規定による許可

10 第十六条第二項の規定による土地  
利用審査会への諮問

県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長

11 第十八条の規定による協議

12 第十九条第二項の規定による買取  
り

13 第二十四条第一項の規定による土  
地利用審査会への諮問及び勧告

14 第二十四条第三項の規定による審  
査期間の延長

15 第二十五条(第二十七条の五第四  
項、第二十七条の八第二項及び第三  
十一條第二項において準用する場合  
を含む。)の規定による報告の徴収

16 第二十六条(第二十七条の五第四  
項及び第二十七条の八第二項におい  
て準用する場合を含む。)の規定に  
よる公表

17 第二十七条(第二十七条の五第四  
項及び第二十七条の八第二項におい  
て準用する場合を含む。)の規定に  
よるあつせん

18 第二十七条の二の規定による助言

19 第二十七条の三第一項の規定によ  
る注視区域の指定

20 第二十七条の三第二項(同条第四  
項及び第五項において準用する場合

県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長  
県民室長

30	第四十一条第一項の規定による立	29	第三十二条第一項の規定による買収協議を行う者の決定	28	第三十一条第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告	27	第三十条の規定による助言	26	第二十八条第一項の規定による遊休土地の認定	25	第二十七条の九の規定による報告の徴収	24	第二十七条の八第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告	23	第二十七条の六第二項（同条第四項及び第五項並びに第二十七条の第四項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用審査会への諮問及び市町村長の意見の聴取	22	第二十七条の六第一項の規定による監視区域の指定	21	第二十七条の五第一項の規定による土地利用審査会への諮問及び勧告		聴取 を含む。）の規定による土地利用審査会への諮問及び市町村長の意見の聴取
			県民室長		県民室長				県民室長				県民室長			県民室長					県民室長

				四	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関する事務	三	山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条 例（昭和五十八年山梨県条例第十一号）の施行に関する事務	32	第四十三条の規定による官公署への請求	31	第四十二条第一項の規定による土地調査員の設置	入検査及び質問
4	第三十四条第三項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証	3	第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定	2	第二十五条第三項の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証	1	第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証					
	県民室長		県民室長		県民室長							



別表第二の一の表県民生活課の項中「県民生活課」を「消費者安全・食育推進課」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同項第九号6中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同号8中「第十五条第一項」を「第十五条第三項」に改め、同号21中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改め、同号29中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改め、同号31中「第五十七条第二項」を「第五十七条第三項」に改め、同号32中「及び」の下に「物件の提出命令並びに」を加え、同号33中「及び」の下に「資料の提出命令並びに」を加え、同号34中「特定商取引に関して」を削り、同号に次のように加える。

35 第六十六条第四項の規定による電気通信事業者等に対する報告の徴収			
------------------------------------	--	--	--

別表第二の一の表消費者安全・食育推進課の項中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、同表青少年課の項を削る。

別表第二の三の表福祉保健総務課の項第三号11中「立入検査」の下に「児童家庭課及び健康増進課の所掌に係るものを除く。」を加え、同号13中「及び障害福祉課」を「障害福祉課及び健康増進課」に改め、同号14中「及び障害福祉課」を「障害福祉課及び健康増進課」に、「許可」を「制限及び停止命令並びに許可」に改め、同号15中「及び障害福祉課」を「障害福祉課及び健康増進課」に改め、同表長寿社会課の項第四号1中「実地に」を削り、「指導」を「助言及び援助」に改め、同号91中「第一百七十七条第六項」を「第一百七十七条第七項」に改め、同表児童家庭課の項第一号中12を16とし、2から11までを6から15までとし、1の次に次のように加える。

2 第三十二条の十六の規定による被虐待児童等の状況等の公表			
3 第三十四条の十三第一項の規定による報告の徴収及び立入検査			
4 第三十四条の十三第三項の規定による措置命令			
5 第三十四条の十三第四項の規定による事業の制限及び停止命令			

別表第二の三の表児童家庭課の項第四号中6を7とし、2から5までを3から6までとし、1の次に次のように加える。

2 第七十条の規定による社会福祉事業（障害児福祉を除く児童福祉に係るものに限る。）に係る報告の徴収及び立入検査			
---	--	--	--

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号24中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同号25中「第二十六条第三項」を「第二十八条第三項」に、「卸売一般販売業の販売先変更許可」を「店舗販売業の店舗管理者の兼業の許可」に改め、同号中26から28までを削り、29を26とし、30を27とし、同号31中「第三十五条」を「第三十四条」に、「特例販売業」を「卸売販売業」に改め、同号中31を28とし、28の次に次のように加える。

29 第三十五条第三項の規定による卸売販売業の営業所管理者の兼業の許可			保健所長
-------------------------------------	--	--	------

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中32を30とし、33から51までを31から49までとし、同号52中「第七十二条の二」を「第七十二条の二第一項」に、「薬局及び一般販売業者」を「薬局開設者及び店舗販売業者」に、「薬剤師の増員命令」を「業務体制の整備の命令」に改め、同号中52を50とし、50の次に次のように加える。

51 第七十二条の二第二項の規定による配置販売業者に対する業務体制の整備の命令			保健所長
---	--	--	------

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中53を52とし、54から70までを53から69までとし、同項第三十一号9及び10中「、医薬品の販売及び授与の相手方の変更」を削り、同項第三十二号中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、5を3とし、同表健康増進課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号中65を71とし、55から64までを61から70までとし、54を56とし、56の次に次のように加える。

57 第四十四条の三第一項の規定による新型インフルエンザ等感染症に関する健康状態についての報告の要請			保健所長
--	--	--	------

58	第四十四条の三第二項の規定による新型コロナウイルス感染症等感染症のまん延を防止するための協力の要請				保健所長
59	第四十四条の三第四項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による食事の提供等				保健所長
60	第四十四条の三第五項（第五十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による実費の徴収				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十四号中53を55とし、10から52までを12から54までとし、9の次に次のように加える。

10	第十五条の三第一項の規定による健康状態についての報告の要請及び質問				保健所長
11	第十五条の三第二項の規定による質問及び調査				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十四号に次のように加える。

72	第五十条の二第一項の規定による新感染症に関する健康状態についての報告の要請				保健所長
73	第五十条の二第二項の規定による新感染症のまん延を防止するための協力の要請				保健所長

別表第二の三の表健康増進課の項第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六	社会福祉法の施行に関する事務	1	第七十条の規定による報告の徴収及び立入検査（母子保健に係るものに限る。）				
		2	第七十二条第一項の規定による社会福				

3	第七十二条第一項の規定による社会福祉事業（母子保健に係るものに限る。）に係る制限及び停止命令				
4	第七十二条第三項の規定による社会福祉事業（母子保健に係るものに限る。）に係る制限及び停止命令				

別表第二の四の表環境創造課の項に次の一号を加える。

四	山梨県地球温暖化対策条例（平成二十年山梨県条例第四十九号）の施行に関する事務	1	第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による地球温暖化対策実行計画の策定に係る山梨県環境保全審議会の意見の聴取				
		2	第九条の規定による地球温暖化対策の実施状況に係る山梨県環境保全審議会への報告				
		3	第十六条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証				
		4	第二十二条の規定による事業者等に対する指導及び助言				
		5	第二十三条の規定による特定事業者等に対する報告及び資料の提出の要求				
		6	第二十四条第一項の規定による必要な措置についての勧告				

7 第二十四条第二項の規定による公表

別表第二の五の表商工総務課の項中「商工総務課」を「商工企画課」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 山梨県工業技術センター 業技術センター ター諸収入 条例（昭和 六十一年山 梨県条例第 三三）の施 行に関する 事務	第二条第二項の規定による使用料等の減 免	工業技術 センター 所長

別表第二の五の表商業振興・金融課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を削り、同表工業振興課の項中「工業振興課」を「産業支援課」に改め、同項中第九号を削り、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 山梨県立 産業展示交 流館設置及 び管理条例 （平成六年 山梨県条例 第十七号） の施行に関 する事務	1 第六条の規定による休館日の変更の承認 2 第七条第二項の規定による利用時間の 変更の承認 3 第十条第二項の規定による利用料金の 額の承認	

別表第二の五の表産業支援課の項中第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 小規模企業者等設備 導入資金助 成法施行規 則（昭和四 十一年通商 産業省令第 七十四号） の施行に関 する事務	1 第一条の規定によるやまなし産業支援 機構の事業計画書及び収支予算書の承認 2 第二条の規定によるやまなし産業支援 機構の業務方法書の変更の承認	

別表第二の五の表産業支援課の項第一号の次に次の一号を加える。

二 小規模企業者等設備 導入資金助 成法（昭和 三十一年法 律第一百五 号）の施行 に関する事 務	第二条第一項第二号の規定によるやまなし産業支援機構の設備資金貸付け及び設備貸与の対象者に係る同意	

別表第二の五の表産業支援課の項第十号の次に次の一号を加える。

十一 流通業務の総合化 及び効率化 の促進に関 する法律 （平成十七年 法律第八十 五号）の施 行に関する	1 第四条第一項の規定による総合効率化 計画の認定 2 第四条第五項の規定による主務大臣へ の意見の申述 3 第五条第一項の規定による総合効率化 計画の変更の認定	

事務	4 第五条第二項の規定による認定総合効率化計画の認定の取消し				
	5 第七条第一項の規定による特定流通業務施設の計画の確認				
	6 第二十一条の規定による認定総合効率化事業の実施状況についての報告の徴収				

別表第二の五の表職業能力開発課の項中「職業能力開発課」を「産業人材課」に改め、

同項第三号10及び11中

		産業技術
		短期大学
		校事務局
		長

を


に改め、同項第三号中27を29とし、26を28とし、25を削り、24を27とし、19から23までを22から26までとし、17及び18を削り、同号16中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同号中16を19とし、19の次に次のように加える。

20 第四十二条第二項及び第三項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可					
21 第四十二条の二第四項（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見の申述					

別表第二の五の表産業人材課の項第三号中15を削り、14を18とし、13を16とし、16の次に次のように加える。

17 第三十九条の二第二項の規定による検査					
-----------------------	--	--	--	--	--

別表第二の五の表産業人材課の項第三号中12を13とし、13の次に次のように加える。

14 第三十七条の七（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による職業訓練法人の仮理事の選任人の選任					
15 第三十七条の八の規定による職業訓練法人の特別代理人の選任					

別表第二の五の表産業人材課の項第三号11の次に次のように加える。

12 第三十五条第四項の規定による職業訓練法人の寄附行為の補充					
---------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の五の表産業人材課の項第四号4中

		産業技術
		短期大学
		校事務局
		長

を


に改める。

別表第二の六の表観光企画課の項中「観光企画課」を「観光企画・ブランド推進課」に改める。

別表第二の七の表畜産課の項第十四号3中「第二十六条第三項」を「第二十八条第三項」に、「卸売一般販売業の販売先変更許可」を「店舗販売業の店舗管理者の兼業の許可」に改め、同号4中「第二十七条」を「第三十五条第三項」に、「医薬品の販売管理者」を「卸売販売業の営業所管理者」に改め、同号8中「第七十二条第二項及び第四項」を「第七十二条第四項」に改め、同号中8を11とし、7を10とし、6の次に次のように加える。

7 第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可					家畜保健衛生所長
8 第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新					家畜保健衛生所長

9	第六十九条第二項の規定による医薬品の販売業者等に対する報告の徴収及び立入検査				家畜保健衛生所長
---	--	--	--	--	----------

別表第二の七の表畜産課の項第十四号に次のように加える。

12	第七十二条の二第一項の規定による店舗販売業者に対する業務体制の整備の命令				家畜保健衛生所長
13	第七十二条の二第二項の規定による配置販売業者に対する業務体制の整備の命令				家畜保健衛生所長
14	第七十二条の四第一項の規定による医薬品の販売業者等に対する改善に必要な措置の命令				家畜保健衛生所長
15	第七十二条の四第二項の規定による医薬品の販売業者等に対する違反の是正に必要な措置の命令				家畜保健衛生所長
16	第七十二条の規定による医薬品の販売業者等に対する店舗管理者等の変更命令				家畜保健衛生所長
17	第七十四条の規定による配置販売業の業務の停止及び配置員の業務の停止命令				家畜保健衛生所長
18	第七十五条第一項の規定による医薬品の販売業者等に対する許可の取消し及び業務停止命令				家畜保健衛生所長

別表第二の七の表畜産課の項中第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六	薬事法施行令の施行に関する事務	1 第四十五条第一項の規定による医薬品販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の書換え交付			家畜保健衛生所長
----	-----------------	---	--	--	----------

2	第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可証の再交付				家畜保健衛生所長
---	--	--	--	--	----------

別表第二の七の表花き農水産課の項に次の一号を加える。

十一	山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号）の施行に関する事務	1 第七条第二項の規定による休館日の変更の承認 2 第八条第二項の規定による開館時間の変更の承認 3 第十一条第二項の規定による利用料金額の承認			
----	---	--	--	--	--

別表第二の七の表農業技術課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。  
別表第二の八の表県土整備総務課の項第九号中7を削り、8を7とし、9を8とし、同号を同項第十一号とし、同項第八号中9を10とし、6から8までを7から9までとし、5の次に次のように加える。

6	第十七条の規定による大規模行為（物品の集積及び貯蔵を除く。）の届出に係る指導及び助言				
---	--	--	--	--	--

別表第二の八の表県土整備総務課の項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十	山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の施行に関する事務	1 第六条第一項の規定による禁止地域の指定 2 第七条第一項の規定による許可地域の指定			
---	-------------------------------------	--	--	--	--

号)の施行 に関する事 務	
3 第七条第一項の規定による広告物等の 設置の許可	建設事務 所長
4 第九条第五項の規定による道標及び案 内図の許可	建設事務 所長
5 第十二条第一項の規定による広告物等 の設置変更許可	建設事務 所長
6 第十五条第一項の規定による広告物等 の表示の停止等の命令	建設事務 所長
7 第十五条第二項の規定による広告物等 の除却の公告	建設事務 所長
8 第十五条第三項の規定による広告物等 の設置許可の取消し	建設事務 所長
9 第十七条第一項第一号の規定による公 示	建設事務 所長
10 第二十三条第一項の規定による広告物 等の設置者等からの報告の徴収及び立入 検査	建設事務 所長
11 第二十九条第一項の規定による屋外広 告業の登録	
12 第三十条第一項の規定による屋外広告 業の登録の拒否	
13 第三十一条第二項の規定による屋外広 告業の登録事項の変更の登録	

14 第三十四条第一項の規定による講習会 の開催	
15 第三十八条第一項の規定による屋外広 告業の登録の取消し等	
16 第三十九条第一項の規定による屋外広 告業者からの報告の徴収及び立入検査	

別表第二の八の表裏土整備総務課の項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

1 第七条第四項の規定によるはり紙等の 除却	建設事務 所長
2 第八条第一項の規定による除却した広 告物等の保管	建設事務 所長
3 第八条第三項の規定による広告物等の 売却	建設事務 所長
4 第八条第四項の規定による広告物等の 廃棄	建設事務 所長

別表第二の八の表用地課の項の次に次のように加える。

技術 管理 課 業務	建設工事 に係る資材 の再資源化 等に関する 法律の施行 に関する事 務
第二十九条第二項の規定による登録 の失効及び登録抹消前の請負工事の施 工差止め	

別表第二の八の表都市計画課の項第三号中3を削り、4を3とし、5から8までを4から7までとし、同項第四号中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を削り、6を4とし、7から9までを5から7までとし、10を削り、11を8とし、12から14までを9から11までとし、21を40とし、同号20中「監督処分」の下に「等(39に掲げるものを除く。)」を加え、同号中20を38とし、38の次に次のように加える。

39 第八十一条第一項の規定による監督処分等（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
--	--	--	--	------------

別表第二の八の表都市計画課の項第三号19中「助言」の下に「(35に掲げるものを除く。)」を加え、同号中19を34とし、34の次に次のように加える。

35 第八十条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
---	--	--	--	------------

36 第八十条第二項の規定による市町村等への援助(37に掲げるものを除く。)				
--	--	--	--	--

37 第八十条第二項の規定による市町村等への援助（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
--	--	--	--	------------

別表第二の八の表都市計画課の項第四号中18を33とし、15から17までを30から32までとし、11の次に次のように加える。

12 第二十九条第一項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域内の開発の許可(13に掲げるものを除く。)				
---	--	--	--	--

13 第二十九条第一項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域内の開発の許可（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
---	--	--	--	------------

14 第二十九条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発の許可（15に掲げるものを除く。）				
---	--	--	--	--

15 第二十九条第二項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内の開発の許可（開発面積が五ヘクタール以上のもを除く。）				建設事務 所長
--	--	--	--	------------

16 第三十五条の二第一項の規定による開発許可を受けた事項の変更の許可(17に掲げるものを除く。)				
---	--	--	--	--

17 第三十五条の二第一項の規定による開発許可を受けた事項の変更の許可（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
---	--	--	--	------------

18 第三十六条第二項の規定による完了検査(19に掲げるものを除く。)				
-------------------------------------	--	--	--	--

19 第三十六条第二項の規定による完了検査（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
---	--	--	--	------------

20 第三十七条の規定による支障のない旨の認定(21に掲げるものを除く。)				
---------------------------------------	--	--	--	--

21 第三十七条の規定による支障のない旨の認定（開発面積が五ヘクタール以上のも及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
---	--	--	--	------------

22 第四十二条第一項の規定による開発許可を受けた土地における建築許可(23に掲げるものを除く。)				
---	--	--	--	--

23 第四十二条第一項の規定による開発許可を受けた土地				建設事務
-----------------------------	--	--	--	------

24	第四十三条第一項の規定による市街化調整区域内の開発許可を受けない区域における建築等の許可（25に掲げるものを除く。）				所長
25	第四十三条第一項の規定による市街化調整区域内の開発許可を受けない区域における建築等の許可（開発面積が五ヘクタール以上のもの及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
26	第四十五条の規定による地位の承継の承認（27に掲げるものを除く。）				建設事務 所長
27	第四十五条の規定による地位の承継の承認（開発面積が五ヘクタール以上のもの及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長
28	第四十六条の規定による開発登録簿の調整及び保管（29に掲げるものを除く。）				建設事務 所長
29	第四十六条の規定による開発登録簿の調整及び保管（開発面積が五ヘクタール以上のもの及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）				建設事務 所長

別表第二の八の表都市計画課の項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七	山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十	1 第二条第一項の規定による建物等の新築等の行為の許可	建設事務 所長
	2 第二条第四項の規定による変更の許可		建設事務 所長

六号）の施行に関する事務	3 第五条第一項の規定による建物等の新築等の許可の取消し並びに工事等の停止命令及び是正措置の命令	建設事務 所長
八 山梨県都市計画法施行細則（昭和四十六年山梨県規則第二十五号）の施行に関する事務	1 第十条の規定による登録簿の閲覧の承認（2に掲げるものを除く。）	
	2 第十条の規定による登録簿の閲覧の承認（開発面積が五ヘクタール以上のもの及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）	建設事務 所長
	3 第十二条の規定による閲覧の停止及び禁止（4に掲げるものを除く。）	
	4 第十二条の規定による閲覧の停止及び禁止（開発面積が五ヘクタール以上のもの及び山梨県開発審査会の議を経るものを除く。）	建設事務 所長

別表第二の八の表都市計画課の項に次の二号を加える。

十 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第六号）の施行に関する事務	1 第九条第一項の規定による設計の確認	建設事務 所長
	2 第十条第一項の規定による設計の変更の確認	建設事務 所長
	3 第十五条第二項の規定による工事の完了検査	建設事務 所長
	4 第十六条の規定による監督処分	建設事務 所長



十一 大都市 地域における 優良宅地 開発の促進 に関する緊 急措置法 (昭和六十三年 法律第四十七号) の施行に關する 事務	1 第三条第五項の規定による優良認定の申請の受理	2 第十二条第二項の規定による宅地開発事業の実施状況の報告の請求	5 第十七条第一項の規定による立入検査	6 第十八条の規定による報告の徴収及び勧告	建設事務 所長
--	--------------------------	----------------------------------	---------------------	-----------------------	------------

別表第二の八の表住宅課の項を削り、同表建築指導課の項中「建築指導課」を「建築住宅課」に改め、同項第一号を削り、同項第二号12中「及び第二十号」を「第十三号及び第二十一号」に、「第二号の二第一項第一号から第五号まで」を「第二号の二各号」に改め、同号19及び25中「第二号の二第一項第一号から第五号まで」を「第二号の二各号」に改め、同号124中「第二号の二第一項第一号から第三号まで」を「第二号の二第一号」に改め、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 公営住宅 法(昭和二十六年法律 第九十三号)の施行 に關する事務	1 第十二条の規定による補助金の交付	2 第三十七条第四項の規定による市町村の建替計画の承認申請の経由	3 第四十九条第一項の規定による報告の徴収及び実地検査
---	--------------------	----------------------------------	-----------------------------

別表第二の八の表建築住宅課の項第五号1を削り、同号2中「3」を「2」に改め、同号2を同号1とし、同号3中「第二号の二第一号から第五号まで」を「第二号の二各号」に改め、同号3を同号2とし、同項第七号を次のように改める。

七 宅地建物 取引業法 (昭和二十七年 法律第百七十六号) の施行に關する 事務	1 第三条第一項の規定による宅地建物取引業の免許	2 第三条第三項の規定による宅地建物取引業の免許の更新	3 第十八条第一項の規定による宅地建物取引主任者の登録	4 第十九条の二の規定による宅地建物取引主任者の登録の移転	5 第二十条の規定による宅地建物取引主任者の変更の登録	6 第二十二條の規定による宅地建物取引主任者の登録の消除	7 第二十二條の二第一項の規定による取引主任者証の交付	8 第二十二條の三第一項の規定による取引主任者証の有効期間の更新	9 第二十五條第七項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し	10 第六十五條第一項及び第三項の規定による宅地建物取引業者に対する指示
---	--------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------

11	第六十五条第二項及び第四項の規定による宅地建物取引業者に対する業務の停止命令						
12	第六十六条第一項及び第二項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し						
13	第六十七条第一項の規定による宅地建物取引業の免許の取消し						
14	第六十八条第一項及び第三項の規定による宅地建物取引主任者に対する指示						
15	第六十八条第二項及び第四項の規定による宅地建物取引主任者に対する事務の禁止						
16	第六十八条の二第一項及び第二項の規定による宅地建物取引主任者の登録の消除						
17	第七十一条の規定による宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告						
18	第七十二条第一項の規定による宅地建物取引業者に対する報告の徴収及び立入検査						
19	第七十二条第二項の規定による宅地建物取引主任者に対する報告の徴収						

別表第二の八の表建築住宅課の項中第九号から第十二号までを削り、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八	山梨県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和二十七年山梨県規則第三十三号）の施行に関する事務	第六条の規定による宅地建物取引業者名簿の閲覧の停止及び禁止				
九	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の施行に関する事務	1 第四条の二第一項の規定による免許証の書換え交付 2 第四条の三第一項の規定による免許証の再交付 3 第五条の四の規定による名簿の訂正 4 第六条第一項の規定による名簿の消除 5 第十四条の十三第一項の規定による取引主任者証の書換え交付 6 第十四条の十五第一項の規定による取引主任者証の再交付				

別表第二の八の表建築住宅課の項第十三号「中、第十五条第一項」を、「第七十四条第一項」に、「設計及び施工」を、「設計、施工及び維持保全」に改め、同号2中「第十五条第一項」を、「第七十四条第一項」に、「設計及び施工」を、「設計、施工及び維持保全」に、「第二二条の二第一項第一号から第三号まで」を、「第二二条の二第一号」に改め、同号3中「第十五条の二第二項」を、「第七十五条第二項」に改め、同号4中「第十五条の二第三項」を、「第七十五条第三項」に改め、同号5中「第二十五条第四項」を、「第八十七

条第十項」に、「設計及び施工」を「設計、施工及び維持保全」に改め、同号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第七十五条第五項の規定によるエネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告

別表第二の八の表建築住宅課の項中第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の施行に関する事務	1 第三条の規定による計画の認定							
	2 第五条第一項の規定による変更の認定							
	3 第七条の規定による指導及び助言							
	4 第八条の規定による報告の徴収							
	5 第九条の規定による地位の承継の承認							
	6 第十条の規定による改善命令							
	7 第十一条第一項の規定による計画の認定の取消し							
	8 第十二条第一項の規定による建設に要する費用の補助							
	9 第十五条第一項の規定による家賃の減額に要する費用の補助							

別表第二の八の表建築住宅課の項中第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 山梨県	1 第十五条第一項の規定による家賃の決定				
--------	----------------------	--	--	--	--

特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第一号）の施行に関する事務

十六 山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の施行に関する事務	1 第八条の規定による入居者の決定				
	2 第十四条の規定による家賃の決定				
	3 第十五条第二項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による収入の額の認定				
	4 第十五条第三項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による収入の額の認定の更正				
	5 第十六条（第十八条第三項、第二十九条第三項、第三十一条第三項及び第四十九条）において準用する場合を含む。（の規定による家賃等の減免及び徴収猶予				
	6 第二十七条第一項及び第二項の規定による認定				
	7 第二十七条第三項の規定による認定				

16	15	14	13	12	11	10	9	8	更正
等に対する報告の請求	第四十二条第一項の規定による使用料の額の決定	第四十一条第一項の規定による県営住宅の使用の許可	第四十条第三項及び第四項（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による明渡しの請求を受けた入居者から徴収する金銭の額の決定	第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による公営住宅の除却に伴う家賃の減額	第三十七条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による県営住宅建替事業に係る家賃の減額	第三十五条第一項（第四十三条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による県営住宅の入居者等に対する明渡しの請求	第三十一条第一項の規定による高額所得者の家賃の決定	第二十九条第二項の規定による収入超過者の家賃の決定	

5	4	3	2	1	18	17	19	20	21
第十三条第二項の規定による変更の登録の申請の指示	第十三条第一項の規定による登録事項の訂正申請の指示	第十二条の規定による指導及び助言	第七条第一項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否	第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十号）の施行に関する事務	第四十五条の規定による県営住宅の使用の許可の取消し	第四十六条の規定によるみなし特定公共賃貸住宅の使用の許可	第四十八条第一項の規定によるみなし特定公共賃貸住宅の家賃の決定	第五十一条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査及び入居者に対する指示

別表第二の八の表建築住宅課の項中第十九号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

17	第三十一条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による																			
16	第二十八条第二項の規定による登録事務の実施の公示																			
15	第二十七条第三項の規定による登録の取消し及び登録事務の停止の公示																			
14	第二十七条第二項の規定による指定の取消し及び登録事務の停止命令																			
13	第二十七条第一項の規定による指定の取消し																			
12	第二十六条第二項の規定による登録事務の休止及び廃止の公示																			
11	第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査																			
10	第二十四条の規定による監督命令																			
9	第二十条第一項の規定による指定の公示																			
8	第十七条第一項の規定による指定登録機関の指定																			
7	第十五条の規定による登録の消除																			
6	第十四条第一項及び第二項の規定による登録の取消し																			
29	第五十八条（第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事																			
28	第五十五条第一項の規定による公営住宅の使用																			
27	第五十二条第一項の規定による要請に基づき供給する公社に対する費用の補助																			
26	第五十条の規定による機構又は公社に対する供給の要請																			
25	第四十三条第一項の規定による家賃の減額に要する費用の補助																			
24	第四十一条第一項の規定による整備に要する費用の補助																			
23	第四十条第一項の規定による計画の認定の取消し																			
22	第三十九条の規定による改善命令																			
21	第三十八条の規定による認定事業者の地位の承継の承認																			
20	第三十七条の規定による報告の徴収																			
19	第三十六条第一項の規定による目的外使用の承認																			
18	第三十四条の規定による指導及び助言																			
認定																				



13	第五十一条第三項の規定による規約の認可								
14	第五十一条第七項の規定による施行者等の氏名等の公告								
15	第五十三条第一項の規定による審査委員の承認								
16	第五十四条第一項の規定による建替事業の廃止及び終了の認可								
17	第五十七条第一項後段（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可								
18	第九十七条第一項の規定による建替事業に係る報告の徴収及び勧告等								
19	第九十七条第二項の規定による建替事業に係る措置命令								
20	第九十八条第一項及び第二項の規定による組合に対する検査								
21	第九十八条第三項の規定による組合に対する措置命令								
22	第九十八条第四項の規定による組合に対する認可の取消し								
23	第九十八条第五項の規定による総会の招集								

24	第九十八条第六項の規定による投票の実施								
25	第九十八条第七項の規定による議決等の取消し								
26	第九十九条第一項の規定による個人施行者の施行する事業等の違反に対する措置命令								
27	第九十九条第二項の規定による個人施行者の事業の認可の取消し								
28	第九十九条第三項の規定による認可取消しの公告								
29	第一百一条の規定による技術的援助								
30	第一百二条第三項の規定による建替え勧告の協議								
31	第一百五条第二項の規定による賃借人居住安定計画認定の同意								
1	第十五条第四項の規定による意見の申述								
2	第十七条第一項の規定による都道府県計画の策定								
3	第十七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による市町村への協議等								

<p>4 第十七条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣への協議</p>	<p>5 第十七条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県計画の公表</p>

別表第三の表工事検査課の項を削る。

**附則**

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の三の表衛生薬務課の項の改正規定及び別表第二の七の表畜産課の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）第五条に規定する特例許可旧卸売一般販売業者については、この規則による改正前の山梨県事務決裁規則（以下「旧規則」という。）別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十一号9及び10の規定は、なおその効力を有する。

3 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十条に規定する既存配置販売業者及び同法附則第十四条の規定に基づき従前の例により引き続き同法第一条の規定による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十五条の許可に係る業務を行うことができる者については、旧規則別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十二号1及び2の規定は、なおその効力を有する。

**山梨県規則第十九号**

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 第三十三条の六第一項の規定による日常生活上の援助及び生活指導並びに就業

**支援**

ワ 第三十三条の六第四項の規定による児童自立生活援助の実施の申込みの勧奨第九条を次のように改める。

（専門学校農業大学校長への委任）

**第九条** 専門学校農業大学校長に次の事務を委任する。

旧農業大学校に係る修了、卒業及び成績等に関する証明に関すること。

**附則**

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。